

高松市開発指導要綱及び高松市開発指導技術基準の改正に伴うお知らせ

用途白地地域のうち、居住誘導区域外において行う住宅地等開発^(注1)について、令和2年7月27日(月)から以下の2点について取扱いが変わりますので御留意ください。^(注2)

改正点

- (1) 開発規模1.0ha未満の開発行為について、当該開発区域に接道し、幹線道路まで同一以上の幅員が必要な区域外道路の幅員を5メートル以上とする。(改正前；4メートル以上)
- (2) 連担する開発行為(位置指定含む。)を一体の開発として取り扱う期間を、完了公告後5年以内とする。^(注3)(改正前：1年以内)

注1：住宅地等開発とは、自己の居住用住宅を除く宅地分譲、分譲住宅、共同住宅及び長屋建住宅に係る開発行為を示します。

注2：令和2年7月27日以前の最終開庁日の午後5時15分までに開発行為許可申請書を正式に受け付けられるものについては、改正前の基準等が適用されます。

また、事前協議を経ずに申請しようとする場合は、必要書類が揃っていれば、都市計画法に基づく受理要件を満足するため受け付けますが、行政手続法に基づき、申請に対する審査及び処分を行いますので御了承ください。

なお、開発行為は相応の準備期間が必要であることを鑑み、改正公布日の令和元年7月25日より経過措置期間を1年間以上設け、改正の取扱いを施行することとしていますので、十分に御注意いただけますようお願いいたします。

注3：改正前に完了公告が終わっている開発区域に連担して行う開発行為についても、既存の開発行為に係る完了公告から起算して5年以内、かつ令和2年7月27日以降に行う開発行為については、(2)の取扱いが適用されますので御留意ください。